

平成 26 年 1 月 9 日

「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」の
一部改正について

1. 改正の目的

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が平成 25 年 8 月 21 日に金融庁より公表され、次世代 EDINET の XBRL の表現形式に、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等に定める財務諸表（様式）の体裁等を揃えるため、「株主資本等変動計算書等につき純資産の各項目を縦に並べる様式から横に並べる様式に変更」することとなった。

これを受け、本会「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」における「投資主資本等変動計算書」の様式についても同様に、「純資産の各項目を縦に並べる様式から横に並べる様式に変更」するため、同委員会決議の一部改正を行うものとする。

2. 主な改正内容

- (1) 「投資主資本等変動計算書」の様式を、純資産の各項目を縦に並べる様式から横に並べる様式に変更する。
- (2) 投資法人計算規則第 56 条において、①投資主資本、②剰余金、③評価・換算差額等については区分表示の記載があることから、同規定を根拠に「合計欄」を記載する。具体的には、「剰余金合計」を新たに記載するとともに、「評価・換算差額等評価損」を「評価・換算差額等合計」に変更する。
- (3) B S、P Lとの整合性、実務上の使用状況を鑑みて、「後期」を「当期」に変更する。
- (4) 縦欄の項目について、汎用性をもたせるため、「・・・」を挿入する。
- (5) 「記載上の注意」として、「純資産の各項目を縦に並べる様式により作成することもできるものとする。」を追加する。

3. 実施日

この改正は、平成 26 年 1 月 9 日から実施する。